

大 個 審 第 2 号
(答 申 第 2 8 号)
平成 1 4 年 4 月 2 4 日

大阪府知事 様

大阪府個人情報保護審議会
会長 佐藤 幸治

個人情報の取扱いに関する意見について (答申)

平成 1 4 年 3 月 2 7 日付け成人第 4 1 5 号で諮問のありましたカルテ等診療情報に係る大阪府個人情報保護条例第 8 条第 1 項第 7 号に規定する個人情報の目的外利用及び提供の禁止に対する例外事項については、審議の結果、下記事項に留意して、個人情報の保護に万全の措置を講じることを前提に、本件提供に関して例外事項に該当するものとして取り扱って差し支えないものと認めましたので、答申します。

記

- 1 本件申出者については、同居の配偶者であり本人との関係では最も近い遺族である上、本人が医師から病状等について説明を受ける際には同席し、共に説明を受けており、また、申出者が回答した問診票から本人の既往歴等の情報についても承知しているなど、申出者は本人の既往歴、病状、治療等に関する情報について知る立場にあると考えられ、これらの個人情報を申出者に提供したとしても本人の権利利益を侵害するおそれはないものと思われる。
- 2 また、提供対象となる情報の中の第三者に関する情報のうち、医師、看護婦等の職員に関する情報については府民の利用に供することを目的として管理する刊行物等に記録されている個人情報であること、本人と申出者の子に関する個人情報については親として知り得る立場にあること及び当事者間に争い等がないことなどから、申出者に提供しても当該第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがないものと考えられる。
- 3 しかしながら、本人の親、兄弟の死因については、第三者に関する個人情報であり、提供することにより当該第三者及び関係者の権利利益を不当に侵害するおそれがあることから、提供することは適当でないものとする。